

2026年8月21日（金）
愛知県議会事務局調査課
広報・情報グループ
担 当 石神、石塚
内 線 4572、4573
ダイヤル 052-954-6742

愛知県議会議会運営委員会の答申について

本日、愛知県議会議会運営委員会は、愛知県議会議長に対し、別添のとおり答申をしました。

これは、愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程第12条第1項の規定に基づき、愛知県議会議長から諮問があった下記の審査請求に関するものです。

記

答申番号 (諮問番号)	対象所属	件 名	答申内容	諮 問 年月日
答申第31号 (8諮問第1号)	議会事務局 議事課	全国都道府県議会議長会の標準規則を踏まえて愛知県議会傍聴規則について検討された資料、陳情書の反映等が分かる文書及び不採択された請願の審査状況が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件	原処分妥当	令和8年 6月3日
答申第32号 (8諮問第2号)	議会事務局 議事課	委員会で提出された資料等が県民に、傍聴者に提供できない理由が分かる文書の開示決定に関する件	原処分妥当	令和8年 6月3日

＜参考＞

- 愛知県議会が管理する行政文書に関し、議会がした開示・不開示の決定等について審査請求があった場合には、愛知県情報公開条例第 19 条の 2 及び愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、議長の諮問を受け、議会運営委員会が、処分の妥当性について調査し、答申をします。

○ 愛知県議会議会運営委員会 委員名簿

委員長	寺西 むつみ	(自民)
副委員長	今井 隆喜	(自民)
副委員長	福田 喜夫	(民主)
	高桑 敏直	(自民)
	神戸 健太郎	(自民)
	山田 たかお	(自民)
	田中 泰彦	(自民)
	杉江 繁樹	(自民)
	平松 利英	(自民)
	富田 昭雄	(民主)
	河合 洋介	(民主)
	小木曾 史人	(民主)
	木藤 俊郎	(公明)
	しまぶくろ 朝太郎	(減税)

答申第 31 号（情報公開）

令和 8 年度諮問第 1 号

件名：全国都道府県議会議長会の標準規則を踏まえて愛知県議会傍聴規則について
検討された資料、陳情書の反映等が分かる文書及び不採択された請願の審査
状況が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、それぞれ別表の 2 欄に掲げる日付で行った開示請求に対し、実施機関がそれぞれ別表の 3 欄に掲げる日付で行った 3 件の不開示決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は次のとおりである。

(ア) 請求 1（別表の 1 欄に掲げる請求 1 をいう。以下同じ。）

全国団体の通知があるのであるはず。

(イ) 請求 2（別表の 1 欄に掲げる請求 2 をいう。以下同じ。）

議会が真摯に取り組んでいるのならば、あると思う。

(ウ) 請求 3（別表の 1 欄に掲げる請求 3 をいう。以下同じ。）

不採択だけでは何のことやわからない。

イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(ア) 請求 1

携帯電話は音声を出なくすれば使用してもよいのではないかと要望しているが、その後どうなったか分からない。

また、幼児や児童の傍聴許可について、委員会や本会議の出席は当たり前となる時代が来るよう願っているが、返事がない。

(イ) 請求 2

陳情書に対する回答がない。陳情書に回答するのは当たり前だと思う。

(ウ) 請求 3

請願が毎回出されているが、なぜ不採択なのか分からない。

立派な意見が出ているため、不採択の理由を教えてください。

3 本件審査請求における審理手続の併合について

審査請求人は、実施機関が行った3件の不開示決定処分に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、いずれも実施機関が本件請求対象文書を作成又は取得していないことを理由に不開示決定とした処分に対するものであることから、実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、当該3件の審理手続を併合することとした。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求1は、令和8年1月17日に審査請求人に対してその趣旨を確認したところ、「開示を求める文書は、全国都道府県議会議長会の標準都道府県議会傍聴規則を踏まえて、愛知県議会傍聴規則（平成3年6月24日議会規則。以下「傍聴規則」という。）の検討状況、進行状況、改定状況のわかるものである」と回答があった。

したがって、請求1は、令和6年10月24日に全国都道府県議会議長会が改正した標準都道府県議会傍聴規則を踏まえ、愛知県議会における傍聴規則の改正に係る検討状況等について記載した文書の開示を求めるものと解される。

令和6年の標準都道府県議会傍聴規則の改正を踏まえた傍聴規則の改正については、令和8年2月13日開催の議会運営委員会で議題となるまでは協議を行っておらず、開示請求時点（令和7年12月23日）において検討状況等を記載した文書を作成又は取得していない。

なお、審査請求人からは、令和8年2月24日付けで同趣旨の行政文書開示請求がなされ、同年3月6日付けで全部開示決定を行っている。

- (2) 請求2は、令和8年2月定例議会において受理した陳情の処理の経過及び結果並びに議員の発言、意見が記載された文書の開示を求めるものと解される。

陳情は、法令上の定めがある請願と異なり、本会議や委員会において議題とされるものではなく、処理の経過及び結果の報告に関する定めはない。

したがって、愛知県議会においては、陳情を関係する委員会に送付はするものの、議会としての議論・判断を要するものとしていない。

令和8年2月定例議会においては、本会議や委員会において陳情が議題とされることはなく、議員の発言もなかったことから、これらの内容を記載した文書を作成又は取得していない。

- (3) 請求3は、令和8年2月定例議会において議題となった請願のうち、コロナワクチンに関する請願など不採択となった請願の審査に係る個々の議員の発言、意見を記載した文書の開示を求めるものと解される。

令和8年2月定例議会においては、不採択となった請願に関して本会議や委員会での議員の発言はなかったことから、これらの内容を記載した文書を作成又は取得していない。

以上のことから、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当する。

5 当委員会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、審査請求人は、以下の文書の開示を求めるものと解される。

ア 請求1

全国都道府県議会議長会の標準傍聴規則を踏まえて、愛知県議会傍聴規則の改正等について検討された状況が分かる文書

イ 請求2

2026年2月定例議会で提出された陳情書の反映、展開等が分かる文書

ウ 請求3

2026年2月定例議会で不採択となった請願の審査状況が分かる文書

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求1から請求3までに係る文書の存否について、当委員会が聴取した実施機関の説明は次のとおりである。

(ア) 請求1

令和6年の標準都道府県議会傍聴規則の改正を踏まえた傍聴規則の改正については、令和8年2月13日開催の議会運営委員会で議題となるまで協議は行っていない。

開示請求時点である令和7年12月23日において、検討状況等を記載した文書は作成又は取得していない。

(イ) 請求2

陳情は、本会議や委員会において議題とされることはなく、処理の経過や結果の報告に関する定めもない。

令和8年2月定例議会において、陳情に関する審査は行われておらず、議員の発言もないことから、審査請求人が開示を求める内容を記載した文書は作成又は取得していない。

(ウ) 請求3

請願は、各定例議会で議題となり、関係する常任委員会等に付託され、

審査される。

令和 8 年 2 月定例議会において議題となった請願のうち、不採択となった請願に関する議員の発言はないことから、審査請求人が開示を求める内容を記載した文書は作成又は取得していない。

イ 当委員会で検討したところ、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、審査請求人の審査請求書における主張や、意見陳述における主張からも、本件請求対象文書の存在は推認できない。

(3) まとめ

以上により、実施機関が本件請求対象文書について不存在を理由として不開示とした原処分は妥当であると判断する。

別表

1 請求内容	2 開示請求 年月日	3 不開示決定 年月日
請求 1 全国都道府県議会議長会の標準傍聴規則を踏まえて、愛知県議会傍聴規則の検討状況、進行状況、改定状況のわかるもの	令和 7 年 12 月 23 日	令和 8 年 2 月 5 日
請求 2 2026. 2 定例会で提出された陳情書の反映、展開等わかるもの（議員の発言、意見も）	令和 8 年 4 月 9 日	令和 8 年 4 月 20 日
請求 3 2026. 2 定例会で審議された請願（コロナ等）の審査状況がわかるもの（結果ではない理由）（議員の発言、意見）	令和 8 年 4 月 9 日	令和 8 年 4 月 20 日

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 8. 6. 3	諮問（弁明書の写しを添付）
8. 6. 10	審議
同 日 (第1回理事会)	審議
8. 6. 12	学識経験者から意見聴取
8. 6. 22	学識経験者から意見聴取
8. 6. 30 (第2回理事会)	審査請求人の意見陳述を実施 実施機関職員から不開示理由等を聴取 審議
8. 7. 10	学識経験者から意見聴取
8. 7. 22	学識経験者から意見聴取
8. 8. 21 (第3回理事会)	審議
同 日	審議
同 日	答申

答申第 32 号（情報公開）

令和 8 年度諮問第 2 号

件名：委員会で提出された資料等が県民に、傍聴者に提供できない理由が分かる文書の開示決定に関する件

答 申

1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、委員会で提出された資料等が県民に、傍聴者に提供できない理由が分かる文書（以下「本件請求対象文書」という。）の開示決定に対し、委員会における傍聴者用資料の充実について（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示したことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 8 年 3 月 23 日付けで行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が同月 31 日付けで行った開示決定処分（以下「原処分」という。）を取り消し、本件行政文書を除く本件請求対象文書の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は次のとおりである。

何年も何回も請求しているのであるはずである。

イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

入室してからの短い時間では資料を見ることができない。資料を公開すべきではないか。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求対象文書は、委員会における傍聴者用資料の取扱いについて記載した文書であると解される。

委員会における傍聴者用資料の取扱いは、愛知県議会基本条例（平成 25 年愛知県条例第 57 号）を踏まえた議会改革の一環として、愛知県議会議会運営委員会で協議し、平成 26 年度に本件開示決定文書を作成している。

その後、本件開示決定文書の内容について、変更や再協議は行っていない。

よって、本件開示決定文書のほかに、本件請求対象文書は存在しない。
以上のことから、原処分における文書の特定に誤りはない。

4 当委員会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、委員会における傍聴者用資料が県民等に提供できない理由が分かる文書である。

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書のほかに理由が分かる文書があるはずとして、その文書の開示を求める旨を主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 本件開示請求に対して本件行政文書を特定した理由について、当委員会が聴取した実施機関の説明は次のとおりである。

委員会における傍聴者用資料の取扱いについては、平成 25 年に制定された議会基本条例を踏まえた議会改革の一環として、議会運営委員会で協議し、平成 26 年度に作成している。

その後、この文書の内容について、変更や再協議は行っていないため、このほかに審査請求人が求める文書は存在しない。

イ 当委員会で検討したところ、本件行政文書の特定に誤りはないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、審査請求人の審査請求書における主張や、意見陳述における主張からも、本件行政文書のほかに、本件請求対象文書の存在は推認できない。

(3) まとめ

以上により、実施機関が本件行政文書を特定して開示した原処分は妥当であると判断する。

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 8. 6. 3	諮問（弁明書の写しを添付）
8. 6. 10	審議
同 日 (第1回理事会)	審議
8. 6. 12	学識経験者から意見聴取
8. 6. 22	学識経験者から意見聴取
8. 6. 30 (第2回理事会)	審査請求人の意見陳述を実施 実施機関職員から開示理由等を聴取 審議
8. 7. 10	学識経験者から意見聴取
8. 7. 22	学識経験者から意見聴取
8. 8. 21 (第3回理事会)	審議
同 日	審議
同 日	答申

参 考 法 令 等

■愛知県情報公開条例（抜粋）（平成 12 年愛知県条例第 19 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（以下「文書等」という。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 県の図書館その他これに類する施設として規則で定めるものにおいて、県民の利用に供することを目的として管理されているもの

二 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの

（開示請求権）

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手續）

第 6 条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、開示請求に係る行政文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた行政文書である場合は、この限りでない。

一 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

三 その他実施機関の規則（実施機関の規程を含む。以下同じ。）で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に

記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

ニ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（警察本部長にあっては、公安委員会規則。第23条第2項及び第3項並びに第27条において同じ。）で定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

二の二以下 略

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（審査会への諮問等）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛知県情報公開審査会に諮問しなければならない。

一及び二 略

2以下 略

第19条の2 議会がした開示決定等又は議会に対する開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、議会は、別に定めるところにより、前条に準ずる措置を講ずるものとする。

■愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程（抜粋）

（平成 13 年愛知県議会告示第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県議会（以下「議会」という。）が管理する行政文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

（議会運営委員会への諮問等）

第 12 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

2 以下 略

（委員会の調査の手続）

第 13 条

1 ～ 4 略

5 委員会は、諮問事項の調査を行うため必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、学識経験を有し、公正かつ的確な意見を述べることができる者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くことができる。

6 以下 略

■愛知県議会議会運営委員会理事規程（抜粋）（令和 5 年 2 月 17 日議会運営委員会決定） （理事会）

第 3 条

1 及び 2 略

3 理事会は、委員会の円滑かつ能率的な運営を図るため、あらかじめ調整を要する事項についての協議並びに愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年愛知県条例第 59 号）第 47 条第 1 項及び第 52 条並びに愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成 13 年愛知県議会告示第 2 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく議長の諮問に関する事項についての調査を行う。

4 以下 略